

令和2年6月26日

報道機関 御中

国立大学法人山梨大学学長選考会議

次期学長候補者の選考について

本日、国立大学法人山梨大学学長選考会議（以下「学長選考会議」という。）は、国立大学法人山梨大学長の選考及び解任等に関する規程、次期山梨大学長候補者の選考に関する取扱要項に基づき、令和3年4月からの次期学長候補者の選考を行った結果、島田眞路学長を再任し、次期学長候補者とすることを決定しました。

このため、国立大学法人法（平成15年法律第120号）第12条第8項及び国立大学法人法施行規則（平成15年文部科学省令第57号）第1条の5第1項の規定に基づき、下記のとおり公表します。

記

1. 学長候補者氏名 島田眞路（しまだ しんじ）

2. 任 期 令和3年4月1日～令和5年3月31日

3. 選考手続

これまで学長の任期は、学長選考会議が定める規程に基づき4年とし、1回に限り再任（2年）することができることとなっていたが、今回の選考手続において、大胆な改革の実行や安定的なリーダーシップという観点から国立大学の学長の任期が長期化する傾向や、様々な改革のさなかにある本学の状況等に鑑み、学長の任期に係る規程を改正し、「大学運営における業績等を踏まえ、学長選考会議が特に必要と認める場合は、さらに1回に限り再任できる」こととし、その場合の任期を2年とすることとした。また、この規定を適用しようとする場合、学長選考会議は、学長に対して再任の意思を確認し、再任の意思がある場合は、書面及び面談に基づく在任期間中の業績評価を行い、再任の適否について判断することとした。

現在、学長である島田眞路氏は、平成27年4月に学長に就任し、平成31年4月に再任され、令和3年3月をもって任期満了となるが、本会議において審議した結果、今回改訂した規定等を適用し、同氏にさらに再任する意思があるか確認することとした。

その後、本会議に対し再任の意思が示されたため、再任の適否についての審査を行った。

4. 選考結果 再任を可とする

5. 選考理由

これまでの島田眞路氏の業務実績や運営手腕、特に現在手掛けている一般社団法人大学アライアンスやまなし設立による大学間連携の推進、国立大学イノベーション創出環境強化事業採択を通じた民間資金獲得増加に向けた取組、市場調査チームの結成などによる経費節減の実現、今般の新型コロナウイルス感染症への迅速な対応などにみられる改革への熱意及びその経営手腕から、選考基準に掲げる学長に求める資質・能力及び対応すべき課題を解決する力を十分に有していると考えます。

とりわけこれまで大学運営にかかわってきた同氏の豊富な経験とスピード感を持った行動力、強い統率力は、今後益々厳しくなるであろう環境の下で、本学の運営・経営を託すことのできる者であると

確信できる。

また、同氏が手掛けている上記事業は国立大学をリードする極めて重要な課題であるが、まだ緒についたばかりのものも多いことから、体制を変化させることなく継続的にこれらの事業を推進していくことが必要であり、そのことが本学により大きな成果をもたらすものとする。

よって、これまでに発揮した強力なリーダーシップをもとに、引き続き山梨大学学長として任にあたっていただくことが最適であると判断し、国立大学法人山梨大学長の選考及び解任等に関する規程第6条第2項に掲げる学長選考会議が特に必要と認める場合に該当するものとして、更なる再任を可とすることを決定した。

6. 選考過程

- 平成31年1月18日 第66回学長選考会議
 - ・平成29年度に係る業務執行状況の検証

- 令和2年1月24日 第67回学長選考会議
 - ・平成30年度に係る業務執行状況の検証
 - ・次期学長選考手続き、任期・再任の取扱い等について検討

- 令和2年3月17日 第68回学長選考会議
 - ・学長の任期について、現行の任期に加えて、学長選考会議が特に必要と認めた場合に、任期2年で1回に限り再任することができる旨の規定を追加する改正等を実施。現学長島田眞路氏について、今回改訂した規定等を適用し、同氏にさらに再任する意思があるか確認することを決定。

- 同日
 - ・次期山梨大学長候補者の選考に関する取扱要項第4条の2第1項の規定に基づき、学長選考会議議長より島田眞路氏に対し再任の意思の確認

- 令和2年4月27日
 - ・同氏より、所信表明書の提出による再任の意思表示

- 令和2年5月29日 第69回学長選考会議
 - ・書面審査及び学長選考会議委員による面談審査を実施

- 令和2年6月4日～12日 学長選考に関する意見聴取
 - ・学長選考会議の方針に対する意見書の提出による構成員からの意見聴取を実施

- 令和2年6月26日 第70回学長選考会議
 - ・同氏の再任を可とする決定

以上

(略歴等) 別紙のとおり

問い合わせ先

国立大学法人山梨大学総務部人事課長 植松

Tel 055-220-8023 / Fax 055-220-8798

島田 眞路 (しまだ しんじ)

1952年4月8日生 (就任時年齢68歳)

「研究分野」 皮膚免疫学、メラノーマ

「学位」 医学博士 1982年

「略歴」

1977年 東京大学医学部卒業
1977年 東京大学医学部皮膚科学教室 文部教官助手
(1979年 公立学校共済組合関東中央病院医務局皮膚科 医員)
1980年 東京大学医学部皮膚科学教室 文部教官助手
1982年 東京大学医学部附属病院分院皮膚科 助手
1983年4月 東京大学医学部皮膚科学教室 助手
1983年5月 NIH (米国国立衛生研究所) 留学
Stephen I Katz 博士に師事
1986年9月 山梨医科大学皮膚科学教室 助教授
1991年12月 東京大学医学部附属病院分院 皮膚科科長、助教授
1995年3月 山梨医科大学皮膚科学教室 教授
2002年10月 山梨大学医学部皮膚科学教室 教授
2003年4月 山梨大学大学院医学工学総合研究部・医学部皮膚科学教室 教授
2004年10月 山梨大学医学部医学科長 (2009年3月まで)
2005年4月 山梨大学医学部附属病院 副病院長
2009年4月 山梨大学医学部附属病院 病院長 (2015年3月まで)
2015年4月 山梨大学学長 (現在に至る)
2019年12月 一般社団法人 大学アライアンスやまなし代表理事 (現在に至る)

「賞」

1981年 皆見賞 (日本皮膚科学会)
2008年 Certificate of Appreciation, International League of Dermatological Society (ILDS)
2010年 Honorary Member, European Society of Dermatological Research (ESDR)
2010年 Yau-Chin Lu lecture Taiwanese Dermatological Association (台湾皮膚科学会)
2012年 Honorary Member, German Dermatological Society (GDS)
2013年 安田・阪本賞 (日本リディアオリリー協会)
2013年 Honorary Member, American Dermatological Association (ADA)
2015年 Honorary Member, Society for Investigative Dermatology (SID)

「役職」

日本研究皮膚科学会学術委員長（1997～2000）
The Journal of Dermatology, Chief Editor（2000～2011）
日本皮膚悪性腫瘍学会；理事（2001～）
日本皮膚アレルギー・接触皮膚炎学会；理事（2002～2005）
独立行政法人大学評価・学位授与機構審査会専門委員（2003～）
日本研究皮膚科学会；理事長（2005～2008）
第5回国際研究皮膚科学会（京都）；会長（2008）
全国医学部長・病院長会議；理事（2010～2014）
国立大学附属病院長会議；監事（2010～2012）
日本学術会議連携会員（2011～）
日本医学会臨床部会運営委員会委員（2012～）
日本皮膚科学会；理事長（2012～2018.6）
簡易裁判所判事推薦委員（2016～）
日本皮膚科学会；監事（2018.6～）

「所属学会」 日本皮膚科学会
日本研究皮膚科学会
日本免疫学会
日本臨床免疫学会
日本小児皮膚科学会
日本皮膚アレルギー接触皮膚炎学会
日本皮膚悪性腫瘍学会
日本乾癬学会
日本がん免疫学会
日本医学会